別記第１

統括（防火・防災）管理者の選任に係る権限の付与等について

甲は、乙を伊丹市　　　　　　　　　　　　　　　　　　に存する

　　　　　　　の統括（防火・防災）管理者として選任するために、消防法施行規則（第３条の３・

第５１条の１１において読み替えて準用する第３条の３）に定めるところにより、甲に存する権限の

うち、当該（防火対象物・建築物その他の工作物）の全体についての（防火・防災）管理上必要な業

務を遂行するために必要な権限を乙に付与するとともに、全体についての（防火・防災）管理上必要

な業務の内容、及び当該（防火対象物・建築物その他の工作物）の位置、構造及び設備の状況その他

当該（防火対象物・建築物その他の工作物）の全体についての（防火・防災）管理上必要な事項につ

いての説明を行っているもの。

　乙は、甲による上記の説明を理解するとともに、当該事項について知識を有しているもの

甲は、乙の作成する当該（防火対象物・建築物その他の工作物）の全体についての（防火・防災）

管理に係る消防計画を確認し、消防法（第８条第１項・第３６条第１項において読み替えて準用する

第８条第１項）の規定により選任する（防火・防災）管理者の作成する（防火・防災）管理に係る消

防計画の内容を適合させるものとする。

乙は、当該（防火対象物・建築物その他の工作物）の全体についての（防火・防災）管理に係る消

防計画作成する際は、甲の確認を受けて作成するものとする。

甲（管理権原者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙（統括（防火・防災）管理者）

占有部分名称（　　　　　　　　　　　　　）

※該当しない箇所は消して使用すること。